

長崎高教組新聞

発行
〒850-0013 長崎市中央2丁目2番5号 長崎高教組会館 長崎県高等学校教職員組合
電話 (095)-827-5882
FAX (095)-826-2976
編集責任者 大場 雅信
購読料 一部10円は組合費を含む
メールアドレス naga-kks@fsinet.or.jp

2013賃金確定交渉

重点要求書1865人分を提出、職場の声をもとに要求実現を迫る。

今年度の賃金をはじめとする県内の教職員の労働条件についての確定交渉が始まり、第1回交渉が11月1日、第2回交渉が7日に行われました。第1回交渉で県教委は、給料表とボーナスは改定しない、来年4月以降は56歳以上は昇給停止とするという提案を行うとともに、高教組の重点要求書(9月17日提出)に対する回答を行いました。

第1回交渉

高教組から大場委員長をはじめとする本部執行部6人と濱本定通部長、山崎長崎東分会長が参加し、県教委からは渡辺教育長、松尾教職員課長、荒木人事管理監、他5人が参加しました。交渉での主なやりとりは次のとおりです。

※教は教育長、県は他の県教委参加者

○賃金カットについて

組 人勤制度によらずに賃下げをしたことをどう考えているのか。

県 我々としても苦渋の選択をした。地方交付税をカットして「兵糧攻め」の形で給与カットを強いることは、本来あってはならないこと。地方自治の根幹にかかわる話であり、労働基本権制約の代償措置である人勤制度をないがしろにするような行い。我々としてはこういうことが二度とないよ

うに国に働きかけているところに、我々としても努力していきたい。

組 (職場からのアンケートの声を紹介して) こうした苦しみを感じていることについてどう考えているのか。

県 皆さんの生活設計に大きく影響するような給与カットなので不安を抱えている人がたくさんいると思う。今回の給与カットが4月以降続かないように、我々としても努力していきたい。

○56歳以上の昇給停止について

組 「人勤制度をないがしろにするような行い」をしている中で、「人事委員会報告を理由した提案は余りにも手前勝手だ。また、人事委員会報告も「検討が必要」と言っているだけで、実施せよとは

組 実施時期は(減額措置でも撤回を求める。

○超勤縮減について

組 今年4〜7月の調査でも超勤が月100時間を超える教職員が増加していたことをどう受け止めているか。

県 総文祭や北部九州高だと思っているが、十分

が出されてきた。こうした意見が出てくることをどう考えているか。

組 時間外の縮減については校長のリーダーシップが大きい。「プラス1」推進運動もそうだが、「ノー部活デー」「定時退校日」の厳格な執行なども、校長を含め、管理職の方で徹底するようなことをさらに続けていかなければならないと思う。

組 超勤の原因については部活をあげている人が圧倒的に多い。これに対して県教委は「週1回のノー部活デー」のとりくみを強調してきたが、実際には浸透していない。

組 それは必要だと思える。プラス1推進運動についても、我々としてはボトムアップでやってもらいたい。先生方が話し合った上でこういうことをやりましよう、と



全教「教職員勤務実態調査2012」集計結果報告

全教が、2012年10月1日〜7日の1週間をゾーンとして全国39都道府県で実施した「勤務実態調査2012」の集計結果がまとめられました。この概要を報告します。

○教職員の1ヶ月の平均時間外勤務は69時間32分(高校は79時間19分、特別支援学校は55時間54分)

○持ち帰り仕事時間も平均で12時間40分、土日で9時間1分

○平均時間外勤務の年齢別比較では、35歳以下の青年層の時間外勤務が突出

時間外勤務の集計結果の中でも、特に時間外勤務の多い上位5%(高校)の集団の状況は深刻です。上位5%の集団の平均時間外勤務は179時間5分、最多は242時間20分にもなっており、過労死がいつおきかわからない瀬戸際の状態で勤務していることが見てとれます。

06年の文部科学省勤務実態調査と条件を同じにして比較すると平日の平均時間外勤務で3時間56分、休日の平均時間外勤務で8時間30分増加しています。賃金切り下げも含めて教職員の労働条件が劣悪化していることが明らかになっています。

果 いろいろ意見をもたれば、我々としてもやれる部分はやっていきたい。時間外の短縮はお互いの目標でもある。(第2回交渉は、2面に掲載)

全教は超勤解消の改善すべき課題として、

1. 報告書、会議、調査、研究指定など業務の精選に向けた協議を教職員組合と行うことを文科省、地方教育委員会に求める
2. 仕事を時間内に終わらせるために、持ち授業時数の上限設定とそのための必要な教職員配置(定数法の改善)を文科省に求めている
3. メリハリのある「給与」や「部活動手当」に頼ることなく、「給特法」の改正も含めて学校現場で働く教職員を励ます給与・手当の改善を促すことなどを求めています。

第2回交渉

(11月7日)

高教組から本部執行部 5人と深松長崎支部書記 長、佐藤佐世保支部書記 柴田高原支部書記が参加し、県教委からは、教

○賃金カットについて

少なくとも賃金カットは3月で終わることを確約せよ!

賃金カットで多くの教職員が苦しんでいる。これが4月以降も続くことになれば、教職員の気持ちの面でも経済的な面でも大変なことになる。少なくとも3月で終わることを確約してほしい。

○部活動手当について

賃金改善については手当の改善を含めて様々な要求を出しているが、アンケートなどで最も多い要求は部活動手当の改善だ。文書回答では増額を検討している国の動向を見守るとのことだったが、国の改善を待つのはなく、国体を来年に控えているこの時期に、県独自で改善することを

顧問のがんばりへの評価を形として示すべき

県 部活顧問の皆さんががんばっていることを受けて、国も検討しているのだと思う。

国から出ないから出せないということではな

く。県教委として部活動顧問のがんばりを評価しているということを示す必要が。国から出ないの、ということであれば、県はどうがんばっているのかということになる。

○56歳以上の昇給停止について

他県との均衡を考慮しても、来年度から実施は撤回せよ!

人事委員会が報告で強く求めている4月以降の本来の給与での支給を確約できないのに、人事委員会報告を理由にして提案することは納得できない。人事委員会報告も「検討が必要」という表現であり、現給保障廃止の際の「廃止する必要がない」とは明確に違う。

○「検討」という言葉がある

「検討が必要」という表現であり、現給保障廃止の際の「廃止する必要がない」とは明確に違う。

長崎高教組・私教連 第61次長崎県教育研究集会

主な日程 記念講演: 22日 19:00
フォーラム: 23日 9:30
分科会: 23日 12:00

参加要請(支部) 長崎支部(20)、佐世保支部(15)、諫早支部(20)、大村支部(20)、島原支部(15)、西彼支部(3)、北松支部(7)、五島支部(1)、老岐支部(2)、対馬支部(3) その他、各支部の教文専門委員、民主教育推進委員

今年度の秋の教育研究集会(11月22日18:00、23日11:00)が間近となりました。今回の目玉はフォーラム「進学校の現状・課題」滋賀県の進学問題のとりくみを滋賀高教組の西村太志副委員長に話してもらい、「受験シフトの高校教育が本当に生徒のためになるのか」に焦点を当てて、大いに議論したいと考えています。

全労連「かがやけ憲法!全国縦断キャラバン」 安倍内閣の憲法改定の問題点・危険性を訴える!

安倍内閣の憲法改定の問題点・危険性を訴える11月6日、全労連・県労連の呼びかけによる「かがやけ憲法!全国縦断キャラバン」の長崎市行動①長崎駅前での宣伝行動②市役所・県庁前③鉄橋コースの昼パレード④鉄橋での集会⑤鉄橋のおよそ50人(高教組からは4人)が参加しました。

集会では、全労連及び県労連から、情勢報告と憲法を守ろうという力強いメッセージがなされました。

1時からの街宣活動では、マイク宣伝、ティッシュ付キチラシ、キャンディ付きチラシ約400枚を配布し、鉄橋を通る人々へ安倍内閣の憲法改定の問題点・危険性を訴えました。署名は短時間で30筆集めました。

マイク宣伝では、安倍政権の危険な性格について触れ、「露骨な『明文改憲』ではなく、『なし崩し改憲』という『ナチスのやり方』に習った手法」での「隠れた改憲」の手法が行なわれようとしている。報道機関までも改憲を煽っている。安倍政権が、今国で成立を

アピールしました。

中央からの参加者も鉄橋で訴えました



狙う特定秘密保護法は、防衛や外交に関する事項であれば行政機関の長の判断で秘密の対象になり、言論・報道の自由や国民の知る権利を著しく侵害する恐れがある」と、「高校生の憲法意識調査では、9条改憲反対が63.4%と高い。学校、職場さまざまな場面での憲法論議を画策している」と訴えました。

参加申し込み 分会長は参加希望者を集約し、11月15日(木)までに申し込んでください。各分会で参加者を大いに増やしましょう。教育研究集会を成功させるために (1) 分科会参加者は、可能な限り「実践資料」を持参します。 (2) 記念講演については、生徒や父母、地域住民にも積極的に参加を呼びかけます。 (3) 高退教を通じて、退職者にも参加を呼びかけます。